

事務連絡  
令和2年4月15日

各課長  
各地方機関の長様  
各教育機関の長  
各県立学校長

教職員課長

新型コロナウイルス感染症の影響により扶養手当等の届出に係る証明書類を添付することが困難な場合等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、職員が扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（以下、「扶養手当等」という。）の届出に係る証明書類を添付することが困難な場合等について、下記のとおり取り扱うこととします。

なお、各教育事務所にあっては、管内市町教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

1 扶養手当等の届出

新型コロナウイルス感染症の影響により、職員が扶養手当等の届出において、その届出に係る証明書類を添付することが困難である場合は、当該証明書類は事後提出することとし、届出を受理して差し支えない。

その場合、添付することが困難である証明書類以外の書類を提出した日に届出があったものとする。

2 届出の経過期間

新型コロナウイルス感染症の影響により、職員が扶養手当等の届出を提出することができない場合、扶養手当等の支給開始又は支給額の増額改定の事実の生じた場合の届出の取扱いについては、当該届出ができない期間は、事実が生じた日からの経過期間に含まれないものとする。

3 留意事項

上記1、2の取扱いについて、扶養手当等の届出に係る証明書類を添付することが困難である場合、又は扶養手当等の届出を提出することができないと認められる期間に該当するか否かについては、個別に事情を参酌した上で判断するものとする。